

上士幌町子育て支援検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「上士幌町子ども・子育て支援事業計画」の策定及び変更、進捗状況の確認、実施の評価等を行うとともに、保育・保健・福祉・教育分野にわたる課題等について、関係課部局が連携し、子ども・子育て支援事業の総合的な推進を図るため、上士幌町子育て支援検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 「上士幌町子ども・子育て支援事業計画」の策定及び変更に関すること。
- (2) 「上士幌町子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況の確認及び実施の評価に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業の総合的な企画及び推進に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援事業に係る連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会教育長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。なお、必要に応じて他の者を委員に充てることができる。

- (1) 教育委員会教育推進課長
- (2) 教育委員会幼児教育課長
- (3) 教育委員会生涯学習課長
- (4) 保健福祉課長

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、関係職員を会議に出席させて必要な説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 委員会に作業部会を設置する。

2 作業部会の部会員は、次に掲げる事務を担当する者のうちからそれぞれ1人をもって充てる。なお、必要に応じて他の者を部会員に充てることができる。

(1) 教育委員会教育推進課 子育て推進担当、子ども発達支援担当、学校教育担当

(2) 教育委員会幼児教育課 認定こども園担当、子育て支援センター担当

(3) 教育委員会生涯学習課 生涯学習・社会教育担当

(4) 保健福祉課 児童・障がい福祉担当、健康増進担当

3 作業部会は、委員会に提案すべき事項、または「上土幌町子ども・子育て支援事業計画」の軽微な変更に関する事項について、調査・検討等を行うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育推進課において処理する。

附 則

1. この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

2. 平成16年4月1日施行の「上土幌町子育て支援会議設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。